



る る ど

同窓会は同窓生へのサポートを積極的に行ってています♪
詳しくは、このパンフレットで！

卒業後の同窓会とのかかわりには…

サポート

- 名簿管理
- 同窓会会報の発行
- 文化講座・文化同好会の開講

対象事業

- ホームカミングデーの開催
- ボランティア部会の運営
- 同窓会支部の運営

グッズ販売

- 同窓会クリアファイル
- カレッジリング
- オリジナルキャンドル 他

卒業後は
同窓会を通して
大学と関わって
いくよ！

などがあります！
詳しくは中身を
check！



卒業生・HP掲載用

目次

①ノートルダム清心女子大学同窓会について知ろう！

- ・活動目的及び支援事業について
- ・同窓会終身会費とは？
- ・同窓会ホームページについて
- ・同窓会館（ルルド館）について
- ・同窓会ホームページ/名簿管理について
- ・同窓会館（ルルド館）について
- ・同窓会館（ルルド館）の部屋を借りるには？
- ・同窓会館「ルルド館」の名称について
- ・正会員登録について
- ・代議員/代議員総会について
- ・同窓会支部について

②文化講座・文化同好会について知ろう！

◆文化講座

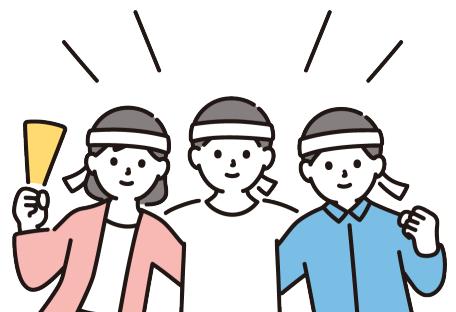
- ・ペン習字
- ・きもの着付け
- ・日本舞踊（正派若柳流）

◆文化同好会

- ・源氏物語を読む会

③その他資料

- ・同窓会販売グッズ一覧
- ・ノートルダム清心女子大学同窓会会則



①ノートルダム清心女子大学同窓会について知ろう！

同窓会の活動目的

ノートルダム清心女子大学建学の精神に基づき、会員各自の向上をはかり、相互の親睦及び援助に努めると共に、母校の発展に協力し、社会福祉に寄与することを目的とする。

学生対象の支援事業

【奨学金の給付】

給付額：年額28万円（給付型）

（毎年7月頃に、同窓会HP・学内掲示板にてお知らせ）

※詳しくは同窓会事務局にお問い合わせください



【奨励賞授与】

学術/芸術/スポーツ/社会活動等で、本学の名誉を高めた団体・個人へ授与します。

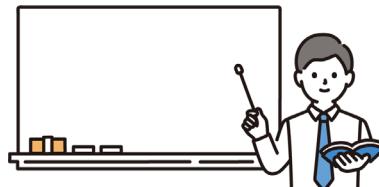
【奨学生支援バザー】

大学祭と同日に開催し、同窓生や教職員からの寄贈品、手作り品の販売を行います。売上金は奨学生へ充てられます。

【資格取得支援学内講座の開講】

- ・パソコン資格取得対策講座
- ・秘書技能検定試験対策講座
- ・公務員/教員採用試験対策講座

※詳しくは、該当ページへ



同窓生対象の支援事業

【同窓生（卒業生）の名簿管理】

卒業すると個人情報は大学から同窓会に移行し、責任を持って名簿を管理します。

【同窓会会報の発行】

年に1回発行し、同窓生へ向けての大学からの情報や同窓会の活動について報告します。お住いの居住地域によって、支部からのお知らせも同封されます。

【ホームカミングデー『同窓生の集い』】

例年、大学祭に合わせて開催しています。同窓生が母校に集い、現在の大学を見学したり、同期で思い出話等を語り合える会となっています。

【ボランティア活動】

- ・フリージアの会 総務学生支援バザーに向け、バザー品の手作り・販売
- ・ゆめ文庫 点訳絵本の作成と貸し出し
- ・エンジェル会 旭川荘でのボランティア活動・ハンドベル演奏

学生・同窓生共通の支援事業

【文化講座の開講】

ペン習字/きもの着付け/日本舞踊の講座開講、文化同好会の活動支援
※詳しくは、該当ページへ

【同窓会グッズ販売】

オリジナルクロスネックレス/カレッジリング/カレッジスプーン
大学指定履歴書/同窓会クリアファイル/一筆箋/キャンドル
※詳しくは、同窓会グッズ一覧へ

【同窓会館(ルルド館)の利用】

- ・窓口対応
 - ・ルルド館の部屋貸出 など
- ※詳しくは次のページへ

同窓会の終身会費とは？

紹介した同窓会事業は、皆様からの同窓会終身会費と同窓会実施の収益事業によって運営されています。終身会費の納入は一度のみです。再度納入していただくことはありません。ご納入並びに、ノートルダム清心女子大学同窓会への皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※「同窓会終身会費納付書」をなくされた方は、同窓会までお問い合わせください。

同窓会ホームページ・名簿管理について

【同窓会ホームページ】

同窓会ホームページでは、大学の広報室から届いた本学学生・教授・卒業生のご活躍記事や、講座・奨学金などの同窓会事業に関するお知らせを掲載しています。
その他、ホームページ内「お問い合わせフォーム」もぜひご活用ください。

【名簿管理について】

同窓会の基盤と言っても過言ではない事業のひとつが「名簿管理」です。お引っ越しや結婚等で住所や姓名変更のあった場合はご本人様よりホームページ内「会員情報変更」フォーム(または、メール・FAX・ハガキ等)よりお手続きください。

同窓会HP



会員情報
変更届

※会員情報の変更は、フォームまたは紙面媒体でのご連絡に限ります。

同窓会館(ルルド館)について

【窓口対応時間】

平日 9時～16時30分
(お昼休憩：11時～12時)

【休館日】

土・日曜日、国民の祝日、創立記念日、プレジデンツデー
クリスマス、年末年始、夏季休業、冬季休業、年末年始 など

【お問い合わせ】

電話番号：086-253-8496

メールアドレス：rurudo@theia.ocn.ne.jp



同窓会館(ルルド館)の部屋を借りるには？

【使用できる人】

1. 学生・同窓生・岡山清心女子専門学校、
ノートルダム清心女子大学 現旧教職員(客員)及びその家族
2. 付属校、姉妹校関係者及びその家族・同窓会理事会が承認した者

【使用目的】

諸会議、趣味の集まり、同期会 など

☆使用料・手続きの詳細は、同窓会まで☆

ルルド館という名称について

パンフレットのタイトルは、同窓会館の名称である「ルルド館」にちなみ、決定しました。

『ルルドは、フランスとスペインの国境、ピレネー山脈のふもとにある、人口18,000人あまりの美しい町の名です。ここは、今から1世紀ほど前、当時13歳だった羊飼いの少女ベルナデッタに、聖母が18回にわたってご出現されたところです。聖母はベルナデッタに、「泉の水を飲み、顔を洗いなさい。」と命じられ、示されたところを掘ると、水が湧き出ました。これがルルドの泉のはじまりです。その後、数多くの奇跡がおこったことから今日もルルドの町は巡礼者が絶えることなく、聖母に対するあつい信仰が表されています。この奇跡の町と言われたルルドの名を、同窓会館にいただきました。』 会報第12号(昭和51年3月発行)より

このように、ルルドという素敵な町の名前を、3代学長シスター渡辺和子より命名していただきました。

正会員登録について

同窓会正会員登録は、同窓会活動の基盤となる大切な手続きです。皆さまは入学と同時に同窓会の学生会員となっています。大学を卒業されると同時に、皆さまの名簿管理は大学から同窓会へ移行し、「同窓会正会員」として登録されます。個人情報の取り扱いについては、以下をご覧ください。

【個人情報の取り扱いについて】

〈情報収集と使用目的〉

1. ノートルダム清心女子大学同窓会からの連絡送付
2. 同窓会・各支部・各部会の活動支援
3. 会員確認調査
4. 会員名簿の作成(発行はいたしません)

個人情報の収集は、本会の必要な範囲に限定し、使用目的を明確にする
同窓会に登録されるデータは、上記の範囲を超えて提供はしない

〈会員からの申請〉

会員は、本人の個人情報の開示・訂正・提供範囲の変更や削除の申請ができる

※この同窓会正会員登録票をご提出されない方に関しては、学生データを
もとに登録することを同意したものとみなします

※会員登録を希望されない方は、同窓会事務局まで書面でお申し出ください

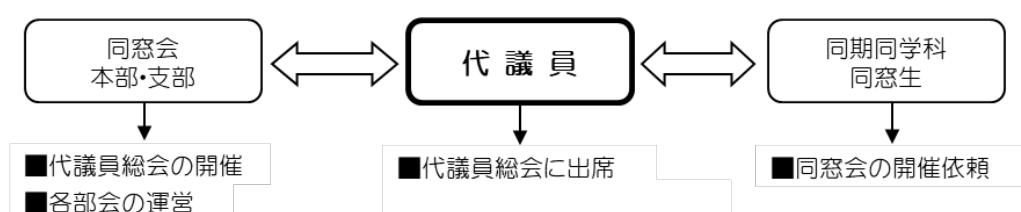
代議員・代議員総会について

【代議員とは？】

代議員とは、同窓会と同期の卒業生の窓口となる代表者のことです。4年生の時点のクラス委員の方々が代議員となります。卒業後、大学からの連絡・問い合わせ等の依頼や、同窓会の本部・支部からの依頼が来た場合、同期同学科の方との窓口をしていただきます。任期は1期2年で再任は妨げません。会議等を開催する場合には、メールまたははがきで、事前にご連絡いたします。

ご都合のつく範囲で、ご協力をお願いしています。

【代議員の役割】



【代議員総会とは？】

毎年、5月の最終土曜日(予定)に代議員総会を開催します。
同窓会が1年を通して行った事業や収支決算などの報告を行う総会です。
その他に、会則の変更などの検討事項もあります。
同窓会にとって、次年度に移行するための大変な行事となります。

【代議員総会の案内について】

案内状・出欠ハガキをお送りしますので、出欠ハガキの返信をお願いします。

同窓会支部について

ノートルダム清心女子大学同窓会には、全国に9つの支部があります。
同窓生は現在、約26,340人！
卒業後、お住まいの地域によって所属支部が決定します。

⑨ 鳥取支部
会員:約100名
発足:2000年(平成12年)
会費:なし

⑦ 北海道支部ユリア会
会員:約55名
発足:1986年(昭和61年)
会費:1,000円/2年

④ 広島支部
会員:約1,740名
発足:1970年(昭和45年)
会費:1,500円/2年

⑤ 東海支部
会員:約600名
発足:1985年(昭和60年)
会費:2,000円/2年

① 東京支部
会員:約2,050名
発足:1958年(昭和33年)
会費:2,000円/2年

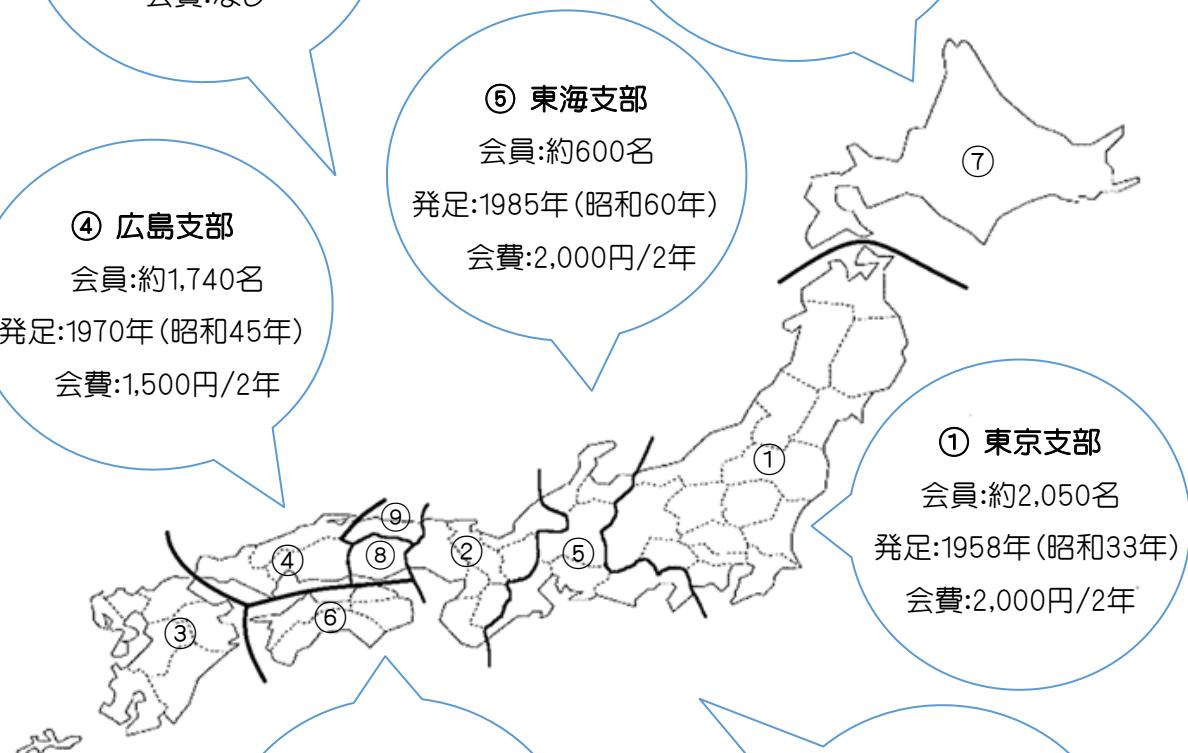
③ 九州支部
会員:約740名
発足:1967年(昭和42年)
会費:1,500円/2年

⑧ 岡山県支部
会員:約17,550名
発足:1997年(平成9年)
会費:2,000円/2年

② 京阪神支部
会員:約2,300名
発足:1960年(昭和35年)
会費:2,000円/2年

⑥ 四国支部
会員:約1,320名
発足:1985年(昭和60年)
会費:2,000円/2年

(2023年5月時点)



②文化講座・文化同好会について知ろう！

同窓会主催 文化講座

ペン習字/きもの着付け/日本舞踊の開講を予定しています。
+ α の教養・スキルとしてあなたの力になること間違いなし！！
講師の先生方も優しく楽しく指導してくださいますので、この機会に日本文化を
体験してみませんか？お友達との受講も、もちろん大歓迎です♪

1. ペン習字

講師	文部科学省後援硬筆毛筆書写検定岡山県審査委員 日本ペン習字研究会師範	橋本 真理(紫泉)
内容	公的資格の文部科学省後援硬筆書写検定3～1級の取得を目指す。 美文字のルールを学ぶ。万年筆、ボールペン、筆ペンで宛名書きなど実用的なスキルを身につける。	
開講期間	5月～7月、10月～1月 毎週水曜日 15:00～16:10	
定員	10人	
受講料(全納)	19,600円(1ヶ月 / 2,800円) + 冷暖房費1,100円=20,700円	
教材等	 テキスト・資料代他(4,000円程度) 書写検定受験者は、受験料別途必要	

2. きもの着付け

講師	むつみ京都総合学院学院長	吉井 瞳美
内容	ゆかたも留袖も自分で着られるようになります。 和の文化やマナーも学びます。 就活のプロフィールに記入できる資格取得も可能です。	
開講期間	5月～2月 毎週金曜日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30	
定員	各クラス20人	
受講料(全納)	24,800円(1ヶ月 / 3,100円) + 冷暖房費1,100円=25,900円	
教材等	テキスト代(2冊) 4,080円(税込)	

3. 日本舞踊(正派若柳流)

講師	正派若柳流師範 岡山日本舞踊協会会員 公益社団法人 日本舞踊協会会員	若柳 桃保
内容	楽しみながら日本舞踊ができる様、初心者の方にも習得しやすい小曲を中心に指導を行う。また、踊りのお稽古を通して着付け、礼儀作法も身につけることができる。	
開講期間	5月～3月 第1・3木曜日 受講時間は相談可能	
定員	20人	
受講料(全納)	33,000円(1ヶ月 / 3,000円) + 冷暖房費1,100円=34,100円	
教材等	扇(4,000円)自前の扇がある方はご持参ください 着物(ゆかた)・足袋等は各自ご用意ください	

文化同好会

文化同好会は、文化に関する共通の趣味を持った同窓生・学生が集まり、サークル感覚で交流することを目的とした活動です。
同窓生と学生の年代の枠を超えて、趣味を語り合いたいという方の入会をお待ちしております！

○源氏物語自主講座

内容	同窓会文学講座を継承し、源氏物語に親しむ
開講期間	第1月曜日(月1回) 10:30~
部員数 (令和5年1月現在)	11人



○ 文化同好会募集!! ○

文化同好会を開いてみませんか？
上記の文化同好会のように、趣味が同じ同窓生・学生が参加し、
サークル感覚で楽しく活動できる同好会を隨時募集しています。
趣味の例：刺繍、水彩画、イラスト、映画鑑賞、語学 など

【 使用できる同窓会設備 】

- « 無料 » プロジェクター/CDプレイヤー/コーヒーメーカー/ポット/食器 など
« 有料 » 使用部屋代/資料などのコピー代 など

★申請方法など、詳細については同窓会まで★
TEL : 086-253-8496 / Mail : rurudo@theia.ocn.ne.jp

« 文化講座の注意事項 »

- 申し込み期間：4月3日(月)～4月21(金) 各日16:30まで(土日祝閉館)
- 受講料・冷暖房費(1,100円)は、初回授業日に同窓会窓口にてお支払いください。
- 別途、講師が準備する教材費・検定受験料などは講師へお支払いください。
- 個人的な都合で欠席する場合、受講料の返還はしません。
- 受講者数が10人に満たない場合は開講できないことがありますので、
申込期間終了後、メール・同窓会HPにてお知らせします。

★その他お問い合わせ・申し込みは、同窓会窓口まで★

-ノートルダム清心女子大学 -

同窓会販売グッズ



○ 一筆箋

- ・ノートルダム清心女子大学の写真入り

税込220円



○ロゴ入りクリアファイル

- ・ノートルダム清心女子大学同窓会のロゴ入り

税込220円



○ スプーン

- ・デザイン:故 竹内清 名誉教授

税込400円



○ カレッジリング(11~14号)

- ・デザイン:故 竹内清 名誉教授

※なくなり次第終了

税込2,000円



○ NDクロスネックレス 【中央に「ND」を刻印しています】

- ・シルバー(チェーンはロジウムメッキ) 税込 7,000円

*色はシルバーのみ

- ・K18G(チェーンはK10G) 税込 25,000円

*色はホワイトゴールド、ピンクゴールド、イエローゴールド

- ・K18G(チェーンはK18G) 税込 45,000円

*アジャスター付 45cmまで可



○ 同窓会オリジナルキャンドル

- ・キャンドルの香り : ピュアリリー

税込1,100円



○ 大学指定履歴書

20円/枚(内税)

ノートルダム清心女子大学同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、ノートルダム清心女子大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は、ノートルダム清心女子大学建学の精神に基き、会員各自の向上をはかり、相互の親睦及び援助に努めると共に、母校の発展に協力し、社会福祉に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 同窓会館(ルルド館1、2階)の経営
 - (2) 講演会、講習会、研究会及び親睦会等の開催
 - (3) 会報、その他刊行物の発行、名簿の作成、管理
 - (4) ノートルダム清心女子大学及び在学生に対する奨学金、奨励賞については別に定める
 - (5) ノートルダム清心女子大学の後援及び相互の連絡
 - (6) 種々の社会奉仕的事業
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 同窓会館(ルルド館1、2階)の経営については、別に定める。
- 第4条 本会は、本部を岡山市北区伊福町二丁目16番9号、ノートルダム清心女子大学同窓会館内におき、理事会の議決を経て、支部を必要の地におく。

第2章 会員及び客員

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 岡山清心女子専門学校及びノートルダム清心女子大学及び大学院卒業生
 - (2) 準会員 岡山清心女子専門学校及びノートルダム清心女子大学に2年以上在学後退学した者で正会員2名以上の推薦をもって申し出のあった者のうち、代議員総会で承認された者
 - (3) 学生会員 ノートルダム清心女子大学及び大学院在学生
- 2 準会員及び学生会員は、役員の被選挙権を除くものとする。
- 第6条 会員は入会金・会費を終身会費として納付する。
- 2 終身会費の金額及び納入方法については、別に定める。
- 3 会費滞納者については、代議員総会の議を経て、その間会員としての資格を停止することができる。
- 第7条 全会員は、いずれかの支部に所属するものとする。
- 第8条 会員が住所、氏名及び職業を変更した時は、すみやかに本部に届け出なければならない。
- 第9条 岡山清心女子専門学校及びノートルダム清心女子大学現旧教職員で第5条の会員資格をもたない者はこれを本会の客員とする。
- 2 客員の取り扱いについては、別に定める。

第3章 役員・代議員・名誉会長・顧問及び参与

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 20名以内
 - (4) 監査委員 3名
- 第11条 会長は、理事会において推薦し、代議員総会において承認する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 第12条 理事は、代議員総会において承認する。
- 2 副会長は理事の互選による。
- 3 理事は、理事会を組織し、代議員総会の決議に基き、本会の運営にあたる。
- 4 その他、必要に応じて会務を執行するために臨時特別委員会を設けることができる。委員会の名称、員数、任務任期等は理事会で定める。
- 第13条 監査委員は代議員総会において承認する。
- 2 監査委員は、本会の資産及び会務執行の状況を監査する。
- 3 監査委員は、監査の結果を代議員総会に報告しなければならない。
- 4 監査委員は、理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 第14条 役員は、他の役職を兼ねることができない。
- 第15条 代議員は、卒業各期から1名以上及び各支部より1名を選出する。
- 2 代議員は、代議員総会に出席して、この会則に規定する事項、その他、重要事項の審議にあたる。
- 3 代議員は、欠席の場合、委任状を提出しなければならない。
- 第16条 役員・代議員の任期は2年とし再選を妨げない。

- 第17条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
2 ノートルダム清心女子大学長を顧問に推戴する。

第4章 会議

- 第18条 本会の会議は、代議員総会、理事会及び支部長会の3種とし、会長がこれを招集する。
- 第19条 代議員総会は、本会の最高議決機関とし、原則として毎年1回開催する。ただし必要のある場合は、臨時に開催することができる。
- 2 代議員総会は会員に公開する。
- 第20条 理事会は、本会の執行機関として必要ある時隨時これを開催する。
- 第21条 支部長会は、1年に1回開催する。
- 第22条 議決は、別に定めるものを除き出席者の過半数で行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 会議の記録は、議長及び会議に出席した者の中から議長指名の2名が署名して保存する。

第5章 資産及び会計

- 第23条 本会の資産は、次の各号からなる。
- (1) 同窓会館
(2) 入会金及び会費
(3) 資産から生ずる果実
(4) 事業にともなう収入
(5) 寄付金品
(6) その他の収入
- 第24条 本会の資産は、基本財産、特定目的財産及び運用財産の3種とする。
- 第25条 予算は、理事会の議を経て、会長がこれを編成し、代議員総会の承認を得なければならない。
- 第26条 決算は、会長が監査委員の意見を付して代議員総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 2 決算に剩余金がある時は、理事会の議を経て、代議員総会に報告し、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。
- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末日に終る。

第6章 支部

- 第28条 支部は同一地域に居住する会員をもって組織する。
- 2 支部の地域区分は別に定める。
- 第29条 支部には、支部長及び副支部長等の役員を置く。
- 2 支部長は、理事会及び代議員総会に出席して意見を述べることができる。
- 第30条 支部総会は、隔年1回開催する。
- 第31条 支部は、一定の事務所を定め、支部規約、支部会員名簿、会計帳簿、その他の書類を備えなければならない。
- 第32条 支部は、毎年3月末日までに、支部長及び役員の氏名、所属会員の動静、支部運営の状況などを文書で会長に報告しなければならない。
- 2 その他規約の変更、役員の交替、会員の転出入、支部会の開催等について会長に報告しなければならない。
- 第33条 支部の会計は、特別会計とし、これに関しては、別に定める。

第7章 雜則

- 第34条 本会に関する諸般の事項は、会報、その他適当な方法で会員に報告する。
- 第35条 本会の一般的な事務を処理するために職員を置くことができる。
- 2 職員は有給とする。
- 第36条 本会則の変更は代議員総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この会則は平成21年5月30日より施行する。

附 則

この会則は平成24年5月26日より施行する。

附 則

この会則は平成25年5月25日より施行する。

附 則

この会則は平成29年5月27日より施行する。

附 則

この会則は令和3年5月29日より施行する。

ノートルダム清心女子大学同窓会会則 施行細則

第1章 総 則

(会費)

- 第1条 入会金・会費の金額は、次のとおりとする。
入会金 5千円
会 費 3万円
納入方法は、終身会費として入会時に一括納入とする。
2. この同窓会の設立前に社団法人教育振興ノートルダム清心会会員で終身会費を納めた者については、入会金・会費の納入を要しない。

(施行細則の変更)

- 第2条 この施行細則は、理事会及び代議員総会において、各々の出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更する事が出来ない。

附則

この施行細則は、同窓会再設立のあった日(平成21年2月21日)より施行する。

附則

この施行細則は、平成21年5月30日より施行する。

附則

この施行細則は、令和3年5月29日より施行する。

ノートルダム清心女子大学同窓会会則 客員細則

会則第9条により、岡山清心女子専門学校及びノートルダム清心女子大学現旧職員で第5条の会員資格をもたない者を客員とする。
客員のルルド館利用については、会員と同じ扱いとする。

附則

この細則は、平成21年5月30日より施行する。

ノートルダム清心女子大学同窓会 奨学金給付細則

(目的)

- 第1条 この細則はノートルダム清心女子大学同窓会会則第3条第4号に基づき、ノートルダム清心女子大学在学生に給付する奨学生に関する必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

- 第2条 本奨学生は、次の各号のすべてに該当しなければならない。
(1) ノートルダム清心女子大学在学生及び同大学院生
(2) 人物、学業ともに優れ、経済的援助が必要な者
(3) 同窓会の終身会費を納めている者

(奨学生の人数)

- 第3条 ある一期間における奨学生の人数は10名以内とする。

(奨学生の採用)

- 第4条 奨学生の採用は、大学から推薦されたものをノートルダム清心女子大学同窓会奨学生委員会(以下「委員会」という)の審議を経て採用する。

(奨学生の給付)

- 第5条 奨学生の給付は、次の通りとする。
(1) 年額 28万円とする。
2 納付の方法は別に定める。

(奨学生の給付の停止及び返還及び復活)

- 第6条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該奨学生の給付をその都度、停止または返還(以下「停止等」という)を求めることができる。
(1) 病気その他の事由により修学及び研究を継続する見込みのない場合
(2) 学業成績不良、生活態度不良等で修学の継続に不適当と認められた場合
(3) 正当な理由なく奨学生関連行事を欠席した場合
(4) 本会の名誉を傷つけたと認められる行為をした場合

2 第6条1項各号による停止等の事由が解消した場合は、委員会の議を経て当該奨学生給付を復活することができる。

(実施細目)

- 第7条 この細則の実施について必要な事項は、委員会において定める。

附則

この細則は、同窓会再設立のあった日(平成21年2月21日)より施行する。

附則

この細則は、平成21年5月30日より施行する。

附則

この細則は、平成24年5月26日より施行する。

附則

この細則は、令和3年5月29日より施行する。

附則

この細則は、令和3年7月11日より施行する。

附則

この細則は、令和4年1月8日より施行する。

附則

この細則は、令和5年1月13日より施行する。

ノートルダム清心女子大学同窓会 奨励賞細則

(目的)

- 第1条 この細則は、ノートルダム清心女子大学の学生が学術・文化・スポーツ・社会活動等で大学の栄誉を高め、その向上発展に寄与した場合、その労をねぎらうために奨励賞を授与することを定める。

(表彰)

- 第2条 表彰は、1年間の成果に対して授与する。

(被表彰者)

- 第3条 被表彰者は、「学生委員会」より推薦された団体及び個人(上限10件)とし、その中から同窓会が選択する。

(表彰の種類・内容)

- 第4条 表彰の種類・内容は、次のとおりとする。
※ 奨励賞…………… 表彰状＆奨励金
特別奨励賞…………… 表彰状＆奨励金

附則

この細則は、平成21年5月30日より施行する。

附則

この細則は、平成22年5月29日より施行する。

附則

この細則は、令和3年5月29日より施行する。

ノートルダム清心女子大学同窓会館 利用細則

- 第1条 この細則はノートルダム清心女子大学同窓会会則第3条2項の規定に基づき、ノートルダム清心女子大学同窓会館（ルルド館1・2階をいう。以下「同窓会館」という。）の利用について定めるものとする。
- 第2条 同窓会館を利用し得る者は次のとおりとする。
(1) 同窓会員及びその家族。岡山清心女子専門学校及びノートルダム清心女子大学現旧教職員及びその家族。
(2) 附属校、姉妹校関係者及びその家族。
(3) その他同窓会会长が許可した者。
- 第3条 同窓会館は原則として次の日を休館日と定める。
(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日、創立記念日、プレジデンツデー、クリスマス、年末年始
(2) 夏季、冬季、年度末における一定期間
(3) その他臨時に必要のある場合
- 第4条 同窓会館の利用時間は原則として次のとおりとする。
会議等の場合 午前9時より午後4時
- 第5条 同窓会館を利用しようとする者は、1週間前までに施設・設備使用願を提出し、各々の許可証の交付を受けなければならない。
2 利用者は入館に際して同窓会受付で利用許可証を呈示しなければならない。
3 利用取り消しのおきた場合は必ず3日前までに同窓会事務所に届けなければならない。
- 第6条 同窓会館の使用料金については別に定める。
- 第7条 利用に際して施設、設備、備品等を破損した場合は、利用者が損害を賠償するものとする。
- 第8条 利用者は次のことを守らなければならない。
(1) 貴重品については利用者各自責任を持って保管するものとする。
(2) 館内では、同窓会館利用者としての秩序と品位を保つように常に努めるとともに飲酒、または喫煙をしてはならない。
- 第9条 本細則に従わない者に対しては直ちに退館を命じ、または利用を禁止する。
- 第10条 同窓会館での宿泊は原則として認めていないが、災害等による緊急時の宿泊はこの限りではない。
- この細則は、同窓会再設立のあった日（平成21年2月21日）より施行する。
- 附則
この細則は、平成21年5月30日より施行する。
- 附則
この細則は、平成24年5月26日より施行する。
- 附則
この細則は、平成25年5月25日より施行する。
- 附則
この細則は、平成29年5月27日より施行する。
- 附則
この細則は、令和3年5月30日より施行する。

同窓会支部規程

第1章 支部

- 第1条 ノートルダム清心女子大学同窓会は次の各地区に支部を置き、支部総会を隔年で1回開催する。
2. 支部の地域区分は、次のとおりとする。

支部	支部の範囲	支部	支部の範囲	支部	支部の範囲
東京支部	青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・新潟・茨城・千葉・栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川・山梨・長野(16)	京阪神支部	大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山・福井(7)	九州支部	福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄(8)
広島支部	広島・島根・山口(3)	東海支部	愛知・岐阜・富山・石川・三重・静岡(6)	四国支部	香川・愛媛・高知・徳島(4)
岡山県支部	岡山(1)	北海道ユリア会	北海道全域(1)	鳥取支部	鳥取(1)

（役員）

- 第2条 支部には、支部長及び副支部長等の役員を置く。
2. 支部長は、支部会員の互選によりこれを定める。支部長は代議員を兼ねることができる。
3. 支部長は、支部長会に出席し本部の方針にしたがい、その支部会員の親睦を図り、この会の事業遂行にあたり、本部との連絡を密にする。
4. 支部は、一定の事務所を定め、支部規約、支部会員名簿、会計帳簿及びその他の書類を備えなければならない。
5. 支部は、毎年3月末日までに、支部長及び役員の氏名、所属会員の動静、支部運営の状況等を文書で会長に報告しなければならない。
6. その他規約の変更、役員の交替、会員の転出入、支部総会の開催等についても文書で会長に報告しなければならない。
7. 支部は、支部会費を徴収し活動することができる。

第2章 支部特別会計

（支部支援金）

- 第3条 支部支援金を次のとおり定める。

- (1) [支部補助金]…総会費の補助
(会員数) (金額)
～100人……………10,000円
101～500人……………50,000円
501～1,000人……………100,000円
1,001～5,000人……………150,000円
5,001～10,000人……………200,000円
10,001人～……………250,000円
- (2) [支部助成金]
(会員数) (金額)
～100人……………10,000円
101～1,000人……………20,000円
1,001～10,000人……………30,000円
10,001人～……………50,000円
- (3) 支部総会の招待者及び経費について
・招待者……………理事長・学長・先生・会長・理事1名
・経費……………交通費・宿泊費・当日会費等
理事長・学長・先生(2名まで)・会長・理事1名分の経費を本部が負担する。

- 第4条 この規程は、必要に応じて理事会の決議を経て改正することができる。

附則
この規程は、平成21年5月30日より施行する。

附則
この規程は、平成22年5月29日より施行する。

附則
この規程は、平成23年4月 9日より施行する。

附則
この規程は、平成25年5月26日より施行する。

附則
この規程は、平成29年5月27日より施行する。

附則
この規程は、平成25年5月27日より施行する。